

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者

行政庁側記入欄		大臣 知事		コード	許可年月日	
許可番号	項番	3	国土交通大臣 知事	許可(般特-)	第	5 10 11 12 13 14 15 日
申請の区分	0 2	3	1.新規 4.業種追加 7.般・特新規+更新 2.許可換え新規 5.更新 8.業種追加+更新 3.般・特新規 6.般・特新規+業種追加 9.般・特新規+業種追加+更新			許可の有効 期間の調整
申請年月日	0 3	3	令和	年	月	日

許可を受けようとする建設業	0 4	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 酒 清 解	(1. 一般)
申請時において既に許可を受けている建設業	0 5		(2. 特定)
商号又は名称のフリガナ	0 6		
商号又は名称	0 7		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	0 8		
代表者又は個人の氏名	0 9		支配人の氏名
主たる営業所の所在地市区町村コード	1 0	都道府県名	市区町村名
主たる営業所の所在地	1 1		
郵便番号	1 2		電話番号
ファックス番号			

法人又は個人の別	1 3	3	資本金額又は出資総額	13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	法人番号
		(1. 法人)	(千円)		
兼業の有無	1 4	3	建設業以外に行っている営業の種類		
		(1. 有)			
		(2. 無)			

許可換えの区分	1 5	3	(1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)
旧許可番号	1 6	3	大臣 知事
		コード	国土交通大臣 知事
		許可(般特-)	第
		5 10 11 12 13 14 15 日	令和
		年	月
		日	

役員等、営業所及び営業所技術者等(建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。)については別紙による。

連絡先

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号

記載要領

- 「 地方整備局長
1 北海道開発局長 知事」、 「国土交通大臣 知事」 及び 「般 特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
- なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。
- なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A建設
B建設(有))

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。
- 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

13 「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については—(ハイフン)を用いて、例えば霞が関2—1—13—のように記入すること。

14 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ—(ハイフン)で区切り、例えば03—5253—8111—のように左詰めで記入すること。

15 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16 「許可換えの区分」の欄並びに「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣
知事
コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

役員等の一覧表

令和 年 月 日

[illegible]

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄	
区 分	項 番 号 8 1 1 大区 知事 コード
許 可 番 号	項 番 号 8 2 国土交通大区 知事 許可 (般 特) 第 号 令和 年 月 日

(主たる営業所)

主たる営業所の 名 称	フリガナ
営 業 し ょ う と する 建 設 業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゃ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 漏 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) 2. 特定
変 更 前	

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称	フリガナ
3 5 10 15 20	
22 25 30 35 40	
内 容	従たる営業所の 所在地市区町村 コー ド 都道府県名 市区町村名 従たる営業所の 所在地 3 5 10 15 20 22 25 30 35 40 郵 便 番 号 3 5 6 10 15 20 8 7 - 電 話 番 号 営 業 し ょ う と する 建 設 業 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゃ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 漏 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) 2. 特定 変 更 前

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称	フリガナ
3 5 10 15 20	
22 25 30 35 40	
内 容	従たる営業所の 所在地市区町村 コー ド 都道府県名 市区町村名 従たる営業所の 所在地 3 5 10 15 20 22 25 30 35 40 郵 便 番 号 3 5 6 10 15 20 8 7 - 電 話 番 号 営 業 し ょ う と する 建 設 業 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゃ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 漏 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) 2. 特定 変 更 前

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 83及び88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機機器具設置工事業(機)	

- 「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。
- 4 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
 - 5 86「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については—(ハイフン)を用いて、例えば霞が関2-1-13□のように記入すること。
 - 6 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ—(ハイフン)で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。

営 業 所 一 覧 表(更 新)

営業所の名称		所在地(郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 主 所 主				
従 主 営 業 所				

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の〔 〕内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

別紙三(第二条関係)

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法(昭和42年法律第35号)第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。

別紙四

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営 業 所 の 名 称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建 設 工 事 の 種 類	有 資 格 区 分

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書(別記様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」又は別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の()内に示された略号とを-(ハイフン)で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分(法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載すること。